

# チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第 32 回 2015 年 11 月

## 税関総署が作業指示書式照合抹消手続きの実施を公布

### 本アラートの分析対象法規:

- 税関総署、「加工貿易の作業指示書式照合抹消の展開に関する税関総署の公告」(2015 年第 53 号公告)、2015 年 11 月 6 日公布
- 国务院令、「中華人民共和國税関行政処罰実施条例」(第 420 号)、2004 年 9 月 19 日公布

### 概要

税関総署は、2015 年 11 月 6 日付けで「加工貿易の作業指示書式照合抹消の展開に関する公告」(以下「第 53 号」)を公布し、作業指示書の照合抹消手続きの税関管理制度を実施する。当該手続きは、従前の単位当り消費量(中文: 単耗)を基にした方法と比べ、税関の管理手続きにとって、大きな前進となる。新制度は、単耗による照合抹消制度で生じていた実際の単位当り消費量と、届出の消費量にデータが異なることから、保税資材の在庫有高の差異問題の解消に役立つものとなる。このことは、加工貿易企業の運営上のコンプライアンスを向上させるとともに、潜在的なコンプライアンスコストについても低減のメリットをもたらすことになる。しかしながら、当該作業指示書式照合抹消の手続きに際しては、一方で ERP システム(企業資源計画システム)や、企業の生産プロセスならびに内部統制システムに対しさらに高い水準を求めている。このため、加工貿易企業は、当該手続きの概要とその影響について検討し、税関所在地の実施状況に留意しなければならない。

### 背景

税関の関連規定によると、加工貿易企業は、製造・加工活動における単位当り消費量を実務通り税関に申告し、保税資材実在庫と、規定に従って計算された在庫数(すなわち税関による理論在庫)との差異について、その正当事由を説明しなければならない。上記に違反する場合、税関は、資材の過少申告であるとして、輸入関税を徴収するほか、貨物価額の 5%以上 30%以下の罰金を科すことができる(「中華人民共和國行政処罰条例」第 18 条)。このため、単耗は、長期に亘り加工貿易管理の大きな問題となっていた。企業の取扱う資材は多岐に及ぶ上、完成品の品番も非常に多く、かつ、頻繁に更新される。さらには、税関の情報管理システム自体の処理能力にも限界があるため、資材のマテリアルコードと完成品の品番が類似する番号をまとめたうえ、一括して税関に届出を行う方法が一般的に広く利用されており、税関の関連規定にも合致する方法であった。しかし、これは単耗の届出に基づいたマテリアルコードを付した資材の消耗状況の追跡調査において困難性と複雑性を伴う。そのため、企業の保税資材の実在庫高と理論在庫高の計算上の差異を広げてきた。さらに、この差から、加工貿易企業の運営上のコンプライアンスリスクだけでなく、コンプライアンスコストの負担をも強いてきた。今回の新たな作業指示書式照合抹消の手続きは、税関により精緻化された管理制度であ

り、企業が実務に基づいて届出を行う照合抹消を支援するものとなり、上述のコンプライアンスリスクと潜在的なコンプライアンスコストの負担の解消に役立つことになる。

## 第 53 号公告の内容

当該公告が定める作業指示書式照合抹消とは、加工貿易企業が、税関に通関申告書、通関申告リストデータ、企業の ERP システム内にある作業指示書データを送付し、その後、税関が通関申告書に照応する通関申告リスト内の品番および生産用作業指示書について、資材消費高を基にした電子台帳を作成し、マテリアルコードが付された資材データ、半製品、完成品の入荷、出庫、消費、移転、保存の状況に基づき、加工貿易の資材、半製品及び完成品に対して計算、照合抹消を行う税関管理制度である。

なお、作業指示書式照合抹消手続きを適用できる加工貿易企業の条件は下記のとおりである。

- 1) 企業分類のうち、一般信用企業およびそれ以上の企業。
- 2) ERP 等のシステムを使用し、企業の仕入、生産、在庫、販売等に対して情報化管理を実施し、作業指示書によって生産、加工される製品が消耗する輸入保税資材、修理対象製品に使用された資材等の情報をリンクして記録・管理でき、またそれらの情報が検査可能であること。
- 3) 税関監督管理の要求に符合するコンピューター管理システムを完備し、プラットフォームあるいはその他のコンピューターネットワークからも税関のサポートシステム(プラットフォーム)に関連データを送付可能であること。
- 4) 保税資材と非保税資材を分けて管理していること。

作業指示書に生産日付、製品、使用材料・数量及び状態等の情報が含まれていること。次いで、企業は、作業指示書式照合抹消手続きの実施に際して、税関の監督管理の要求に基づき ERP システム中の作業指示書データを定期的に送付しなければならない。しかしながら、内部管理が整備されていない、あるいは違法行為が存在する場合、税関は当該作業指示書式照合抹消の実施を停止することができる。

## KPMG の所見

今回の作業指示書式照合抹消手続きは、実務を根拠にした照合抹消の制度を強固にさせた。理論上、作業指示書通りに照合抹消手続きを行うことで、税関の理論在庫と、ERP システム計算上の在庫有高は合致できるだろう。このことは、税関の理論在庫と、企業の実際の在庫有高との差異を縮小できるため、企業にとって、税金追納及び処罰処理から免れることになる。加工貿易企業はこのことに留意すべきである。

新制度は、企業の ERP システムの構築、製品生産プロセス、内部統制システムに対して更に高い精度を求めていることから、加工貿易企業は、現在の情報システム、生産プロセス、内部統制システム(特に資材、半製品、完成品の入荷、出庫、消費、移転、保存、税関規則の要求事項など)による作業指示書の照合抹消手続きを行う場合、それが効果的か否かを自ら判断しなければならない。

作業指示書式照合抹消の中核は、税関によって、企業の資材材料のマテリアルコードによる分類管理を検索し、税関システムで分類済みのマテリアルコード・データに変換することである。このため、企業の ERP システムと税関のデータプラットフォームとの間で、データの交換を行うインターフェース、もしくはコンピューターエンジンの設計が極めて重要な要素となるため、専門的な知識と関連プロジェクトの経験が必要となる。企業は、この方面の専門家に相談する必要がある。

アプリケーションシステムの開発、関連プロセスの調整、ならびにシステム導入後の日常運用とメンテナンスに関するコストは、企業にとって予算外のコストの原因となることから、当該モデルの実施に先立ち、これらの事項について検討しておく必要がある。

作業指示書式照合抹消は、コア技術および設計、ならびにフォーミュラの開示を求められる可能性があるため、関連する知的財産権の保護を目的とした、知的財産権保護の観点から十分に検討しておくことを提案する。

